

● 保全地域指定書案の概要

- ①種 別：里山保全地域
- ②名 称：町田三輪沢山里山保全地域（仮称）
- ③位 置：町田市三輪町の一部
- ④区 域：右図のとおり
- ⑤指定面積：24,518㎡

⑥区域の概要

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。

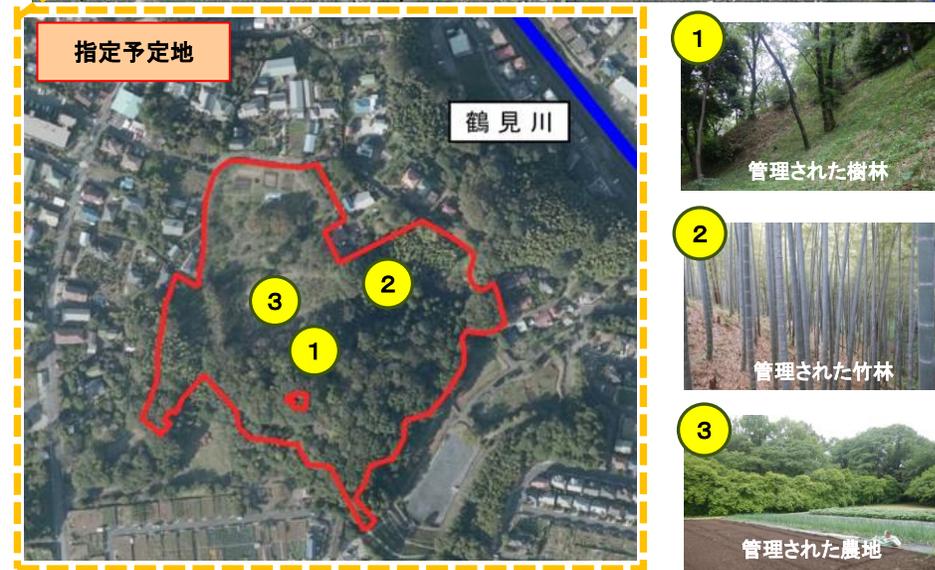
また、当区域には沢山城跡が含まれており、空堀や土塁などの遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。

鳥類では、エナガ等の森林性種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等水辺を利用する種も確認され、鶴見川等周辺環境との繋がりがみられる。

⑦指定理由

当区域は、樹林地を中心に農耕地等からなる多様な環境を有しており、年間を通じた林床管理が長年継続されている。その結果、多摩丘陵の里山に生息・生育している動植物が多くみられる良好な自然環境が残されている。

こうした自然環境を継承し、かつて多摩丘陵に広く分布していた原風景も含め将来にわたり確保することは、生物多様性の保全の観点からも重要である。



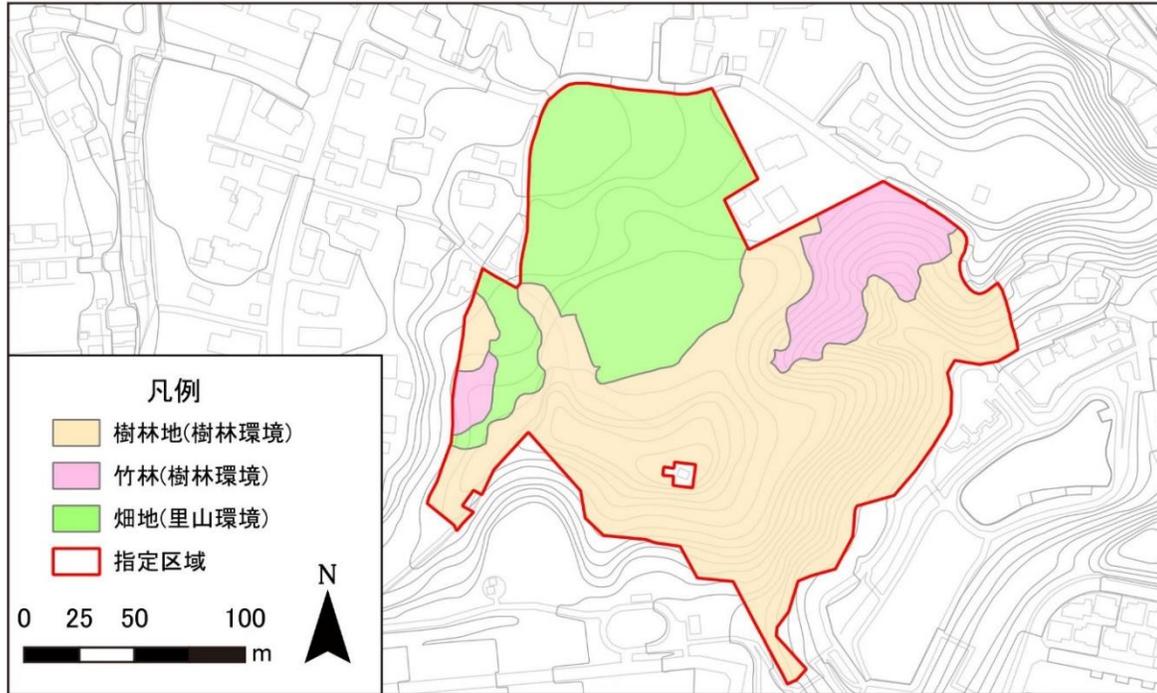
※赤線枠内は対象地を示す。出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

保全計画書案：自然の保護と回復のための方針（三輪沢山）

【 保全方針 】

- 当区域の樹林地や林縁、農耕地における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。
また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を実施する。

<環境区分>



<環境区分ごとの保全方針>

環境区分	保全方針
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○希少な動植物の生息・生育環境 <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。 ○外来種対策 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。
樹林環境	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落、竹林等の保全と回復を図る。
里山環境	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹園、畑地等が広がる里山環境を樹林環境と一体的に保管理し、動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

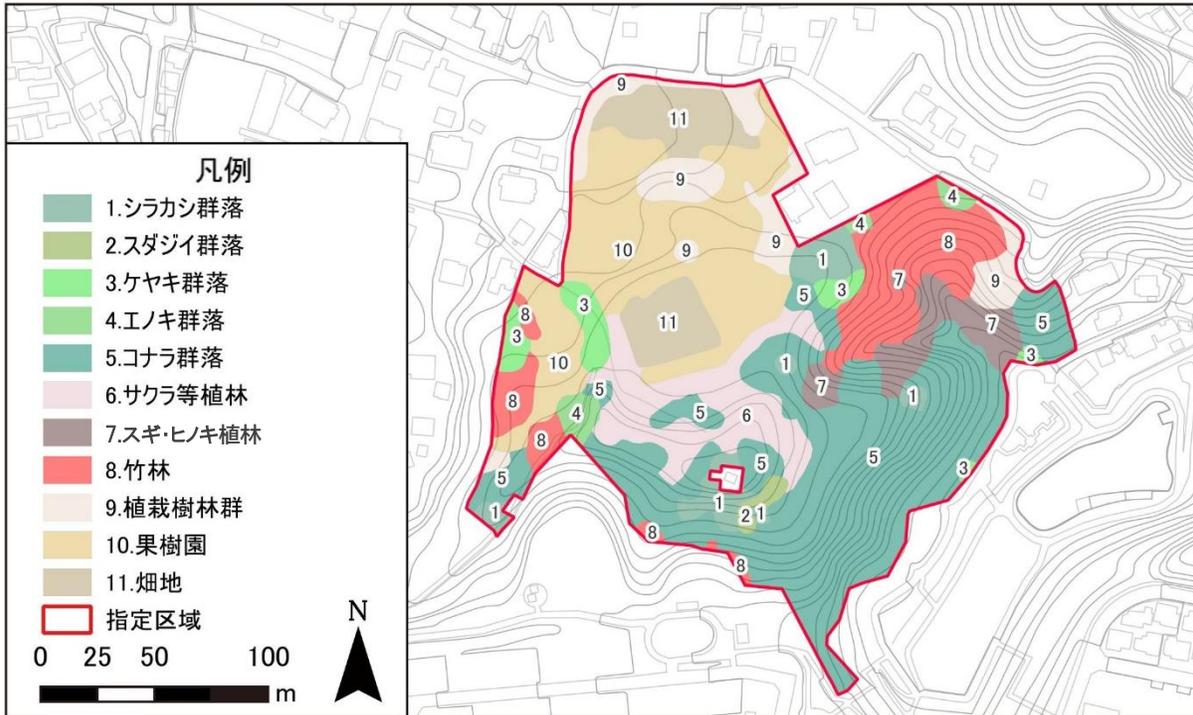
この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（7都市基交第354号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

保全計画書案：植生及び管理方針（三輪沢山）

【 植生と管理方針 】

- 東京都が実施した「町田市内における緑地の自然環境調査委託報告書（令和6～7年度）」を参考とし、専門家へのヒアリングの内容を加えて整理した。
- 現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

< 現存植生図及び目標植生図 >



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（7都市基交第354号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

< 植生ごとの管理方針 >

植生		管理方針(主な事項)
1	シラカン群落	・主木には基本的には手は加えず、植生の遷移に委ねる。
2	スダジイ群落	・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
3	ケヤキ群落	・屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
4	エノキ群落	
5	コナラ群落	・主木は萌芽更新を適宜、実施する。 ・主に、ササ類や低木などの下刈りや伐採を適宜行い、明るい林床を好む植物の保全を図る。
6	サクラ等植林	・原則として現状のまま保全し、落葉広葉樹林を好む種の生息環境を保全する。
7	スギ・ヒノキ植林	・主木には基本的には手は加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
8	竹林	・現在の生育範囲から拡大しないように抑制する。 ・コナラ林内にパッチ状に残存している竹林は除伐してコナラ林へ移行する。 ・下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。
9	植栽樹林群	・現状の植栽林を維持するため、原則として主木には手を加えない。
10	果樹園	・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。
11	畑地	・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。

保全計画書案：規制・活用等の方針（三輪沢山）

【自然の保護と回復のための規制に関する事項】

- ・東京における自然の保護と回復に関する条例第24条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

【施設等に関する事項】

- ・保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩所等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。
- ・保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

【保全地域の活用その他の運営に関する事項】

- ・「自然の保護と回復のための方針」を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

(参考) 指定地域における希少動植物の生息・生育状況 (三輪沢山)

【生物相の概況】

・東京都が実施した「町田市内における緑地の自然環境調査委託報告書（令和6～7年度）」を参考とし、専門家のヒアリング内容を加えて整理

【調査結果】

①植物相

・113科459種が記録され、そのうち注目すべき種として表1に示す15科25種が確認されている。

<表1>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
イワヒバ	タチク라마ゴケ		VU
ハナヤスリ	ナツノハナワラビ		VU
	コヒロハハナヤスリ		VU
イノモトソウ	アマクサシダ		EN
オンダ	オオカナワラビ		EN
	ナンゴクナライシダ		NT
	リョウトウイタチシダ		VU
	トウゴクシダ		NT
	アスカイノデ		VU
シノブ	シノブ		VU
ウmanoszukusa	タマノカンアオイ	VU	VU
ラン	エビネ	NT	NT
	キンラン	NT	NT
	ササバギンラン		NT
	マヤラン	VU	
	クマガイソウ	VU	CR
ススキノキ	ノカンゾウ		NT
ヒガンバナ	キツネノカミソリ		NT
クサスギカズラ	アマドコロ		NT
カヤツリグサ	ホソバヒカゲスゲ		NT
キンポウゲ	ニリンソウ		NT
	イチリンソウ		NT
マメ	ホドイモ		VU
シソ	オカタツナミソウ		NT
キク	オケラ		NT
15科	25種	5種	24種

②動物相

・哺乳類3目5科5種、鳥類10目25科39種、爬虫類1目5科5種、両生類1目2科2種、昆虫類15目89科213種、陸産貝類1門1綱7科16種が記録され、そのうち注目すべき種として、表2に示す哺乳類1種、鳥類15種、爬虫類5種、両生類2種、昆虫類8種が確認されている。

<表2>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆哺乳類			
モグラ	アズマモグラ		○
1科	1種	-	1種
◆鳥類			
カッコウ	ホトトギス		NT
タカ	ツミ		VU
キツツキ	アオゲラ		○
サンショウクイ	サンショウクイ	VU	CR
	リュウキュウサンショウクイ		DD
モズ	モズ		NT
カラス	オナガ		NT
シジュウカラ	ヤマガラ		○
ウグイス	ウグイス		○
ムシクイ	エゾムシクイ		・
	センダイムシクイ		VU
ヒタキ	トラツグミ		VU
アトリ	イカル		○
ホオジロ	ホオジロ		NT
	カシラダカ		NT
12科	15種	1種	15種
◆爬虫類			
ヤモリ	ニホンヤモリ		※
トカゲ	ヒガシニホントカゲ		VU
カナヘビ	ニホンカナヘビ		NT
ナミヘビ	シマヘビ		VU
クサリヘビ	ニホンマムシ		CR
5科	5種	-	5種

<表2>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆両生類			
アマガエル	ニホンアマガエル		VU
アオガエル	シュレーゲルアオガエル		VU
2種	2種	-	2種
◆昆虫類			
カワトンボ	ハグロトンボ		○
トンボ	マユタテアカネ		NT
	ミヤマアカネ		VU
タテハチョウ	ヒカゲチョウ		○
	ヒメウラナミジャノメ		○
ガムシ	ヒメガムシ		-
タマムシ	タマムシ		NT
アリ	トゲアリ	VU	
6科	8種	1種	7種

【注目すべき種・選定根拠】

- 1：環境省レッドリスト2020（環境省、令和2年）の掲載種
 EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、
 CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- 2：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年見直し版」（東京都、令和5年）の掲載種
 EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、
 CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
 ※：留意種、○：ランク外、・：非分布、-：データ無し

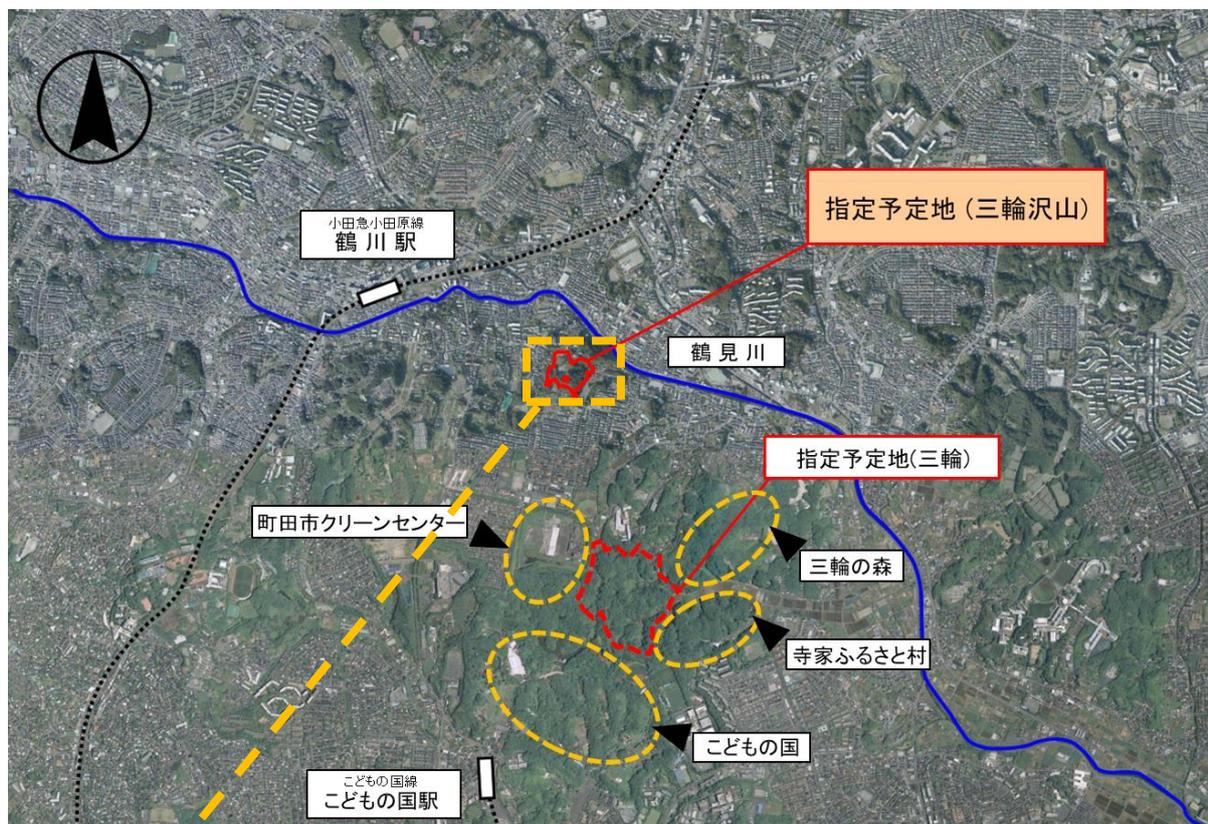
資料 6-2

町田市内の緑地に係る保全地域の
指定及び保全計画（三輪沢山）（案）

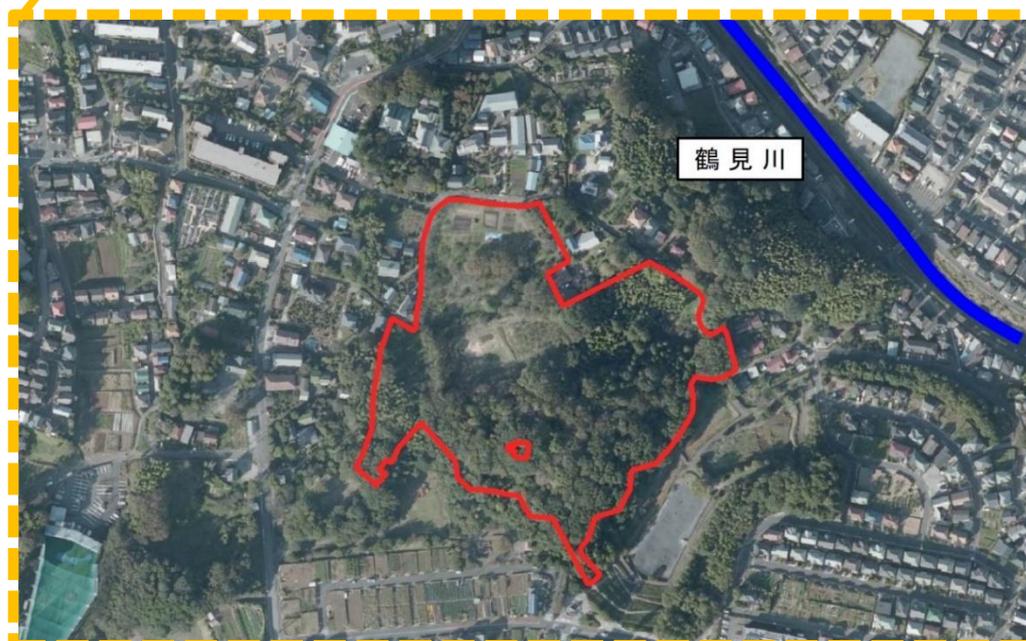
令和 8 年 1 月

東京都環境局自然環境部

町田市内（三輪沢山）の緑地に係る保全地域 案内図



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

※赤線枠内は対象地を示す。

保全地域指定書（案）

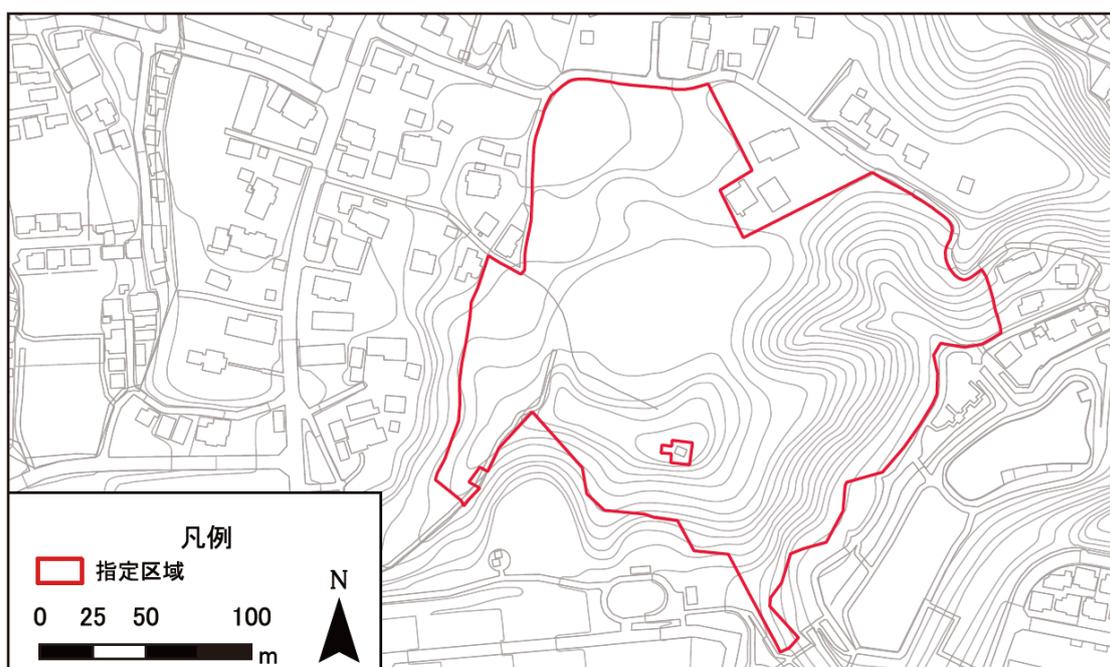
- | | |
|-----------|--|
| 1 種 別 | 里山保全地域 |
| 2 名 称 | 町田三輪沢山里山保全地域（仮称） |
| 3 位 置 | 町田市の東部に位置する三輪地区の区域 |
| 4 区 域 | 別表及び別図に示す地域 |
| 5 指 定 面 積 | 24,518 m ² |
| 6 区域の概要 | <p>当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。</p> <p>また、当区域には沢山城跡が含まれており、空堀や土塁等の遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。</p> <p>鳥類では、エナガ等の森林性の種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等の水辺を利用する種も確認され、鶴見川等の周辺環境との繋がりがみられる。</p> |
| 7 指 定 理 由 | <p>当区域は、樹林地を中心に農耕地等からなる多様な環境を有しており、年間を通じた林床管理が長年継続されている。その結果、多摩丘陵の里山に生息・生育している動植物が多くみられる良好な自然環境が残されている。</p> <p>こうした自然環境を継承し、かつて多摩丘陵に広く分布していた原風景も含め将来にわたり確保することは、生物多様性の保全の観点からも重要である。</p> |

別 表

町田市三輪町字二十三号 1887 番 1、1888 番 1、1889 番 1、1892 番 1 の一部、1892 番 3、1893 番 1 の一部、1893 番 2、1897 番 1 から同番 3 まで、1898 番、1899 番 1、同番 2、1900 番、1901 番、1902 番 1、同番 2、1903 番、1904 番、1928 番 2 の一部及び 1929 番の一部

別 図

町田市内（三輪沢山）の緑地に係る保全地域 区域予定図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7 都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

保全計画書（案）

1 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。

また、当区域には、沢山城跡が含まれており、空堀や土塁等の遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。

鳥類では、エナガ等の森林性の種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等水辺を利用する種も確認され、鶴見川等周辺環境との繋がりがみられる。

2 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地や林縁、農耕地等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を以下の方針により実施することとし、図－1に示す環境区分に対応した保全の方針を表－1に示す。

(1) 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

(2) 樹林環境

多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落、竹林等の保全と回復を図る。

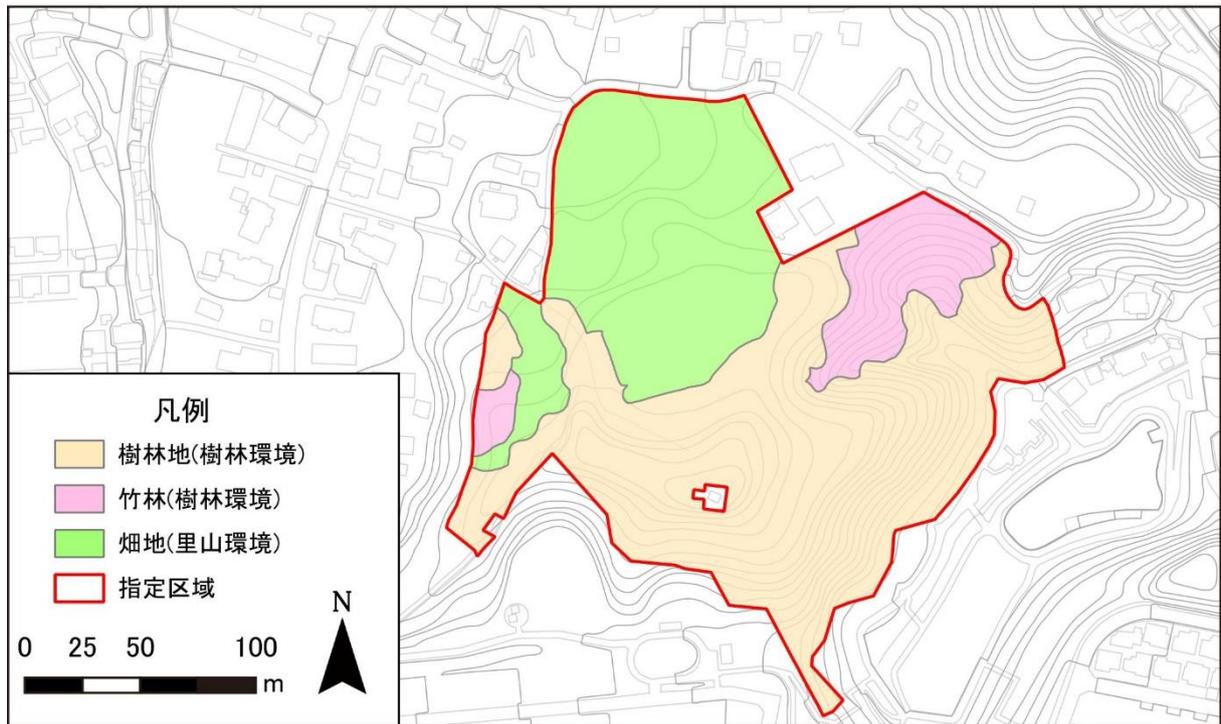
(3) 里山環境

果樹園、畑地等が広がる里山環境を樹林環境と一体的に保全管理し、動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

(4) 外来種対策

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。

図－1 環境区分



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－1 保全の方針

現況の自然特性	保全の方針
<p>■樹林環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落を主体に、シラカシ群落、スギ・ヒノキ・サクラ等の植林、竹林等から構成されている。 ・多摩丘陵を代表するタマノカンアオイのほか、明るい林床を好むキンラン、ニリンソウのほか、シダ類等の希少植物が生育している。 ・管理の行き届いた竹林の林床には、クマガイソウ、オオカナワラビ等のシダ類やエビネ等が生育している。 ・エナガ等の鳥類やマユタテアカネ等の昆虫類が確認されている。 <p>■里山環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地や梅・柿等の果樹園から構成されている。 ・果樹園の林床には、明るい林床を好むニリンソウ、イチリンソウ等が生育し、畑地の脇の草地にはワレモコウ、キツネノカミソリ、ノカンゾウ等が生育している。 <p>■外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当区域では、外来種として、セイタカアワダチソウやアライグマ、ハクビシン等が確認されている。 	<p>■樹林環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境に依存する動植物の生息・生育環境の保全、回復を図る。特に、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少植物の保全、回復に重点を置く。 ・樹林環境の維持管理に当たっては、沢山城跡の空堀や土塁等の遺構の維持を含め、現状の管理方針を尊重しつつ、希少動植物の保全を考慮した時期・方法による下層植生の下刈りや伐採等のルール作りを地権者の理解・協力を得ながら検討する。 ・枯損木は、キツツキ類等の鳥類や昆虫類の利用を考慮し、支障のない範囲で残置する。 ・竹林は現状の管理を継続し、規模の拡大を抑制するとともに、シダ類の生育に適した適湿な環境を維持する。 <p>■里山環境の保全、回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農耕地と樹林地を一体的に保全することで、両者を利用する動物の生息環境を確保する。 ・農地の維持管理に当たっては、沢山城跡の空堀や土塁等の維持を含め、現状の耕作・管理方法を尊重しつつ、希少動植物の生息・生育環境の保全、回復を目的に地権者や耕作者の理解等を得ながら農薬や施肥、草刈りのルール作りを検討する。 <p>■外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物等の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

東京における自然の保護と回復に関する条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

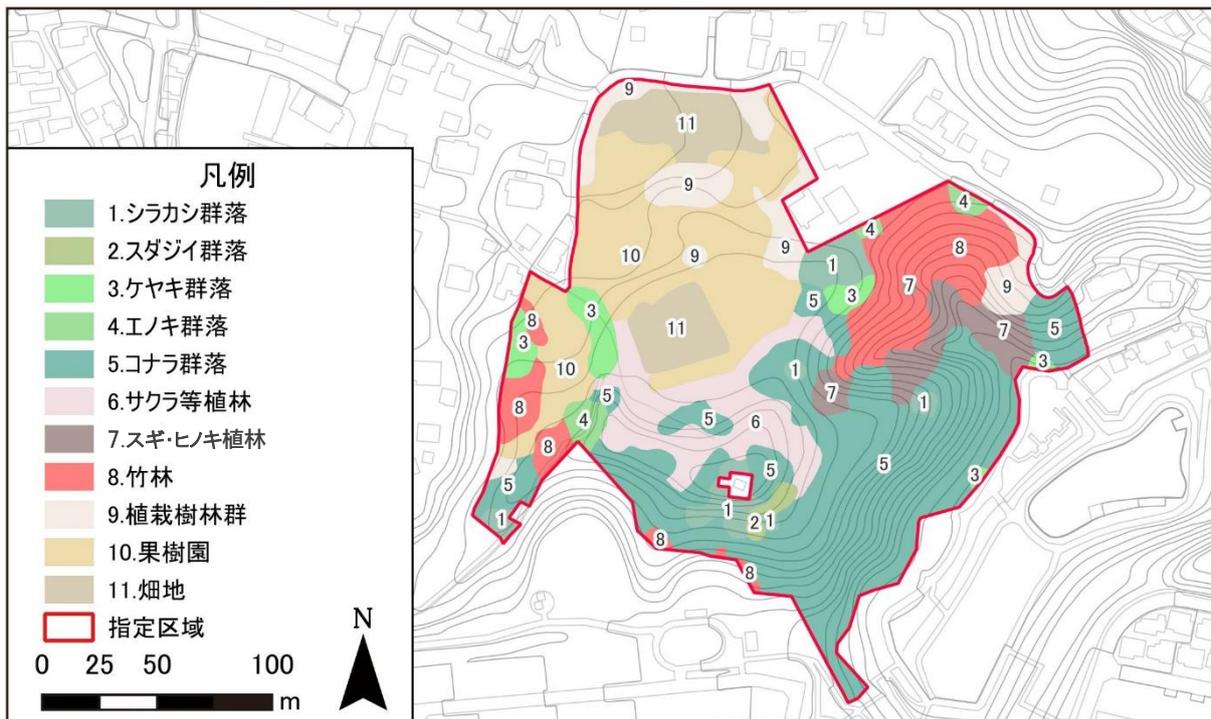
なお、同条例第十八条の保全計画に基づき、第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

4 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、2の自然の保護と回復のための方針を踏まえ「図-2 現存植生図及び目標植生図」と植生の管理方針「表-2 植生及び管理方針」を示す。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

図-2 現存植生図及び目標植生図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－２ 植生及び管理方針（１／６）

【管理方針及び方法の番号と説明】別表－２「保全地域における植生保全の考え方と管理方針」より

A	主木	1 伐採せず、現在の状況を継続 2 伐採せず遷移に委ねて自然林への移行 3 伐採更新を行うが林種の変更なし 4 伐採して林の転換又は転換速度を速める
B	下草・ 下層木	1 下刈り、伐採は行わず、現状を継続 2 樹種、時期、場所を選択し、下刈り、伐採等を実施 3 全面的に下刈り、伐採
C	落葉・落枝	1 採取は行わない 2 採取を行う
D	植栽	1 行わない 2 目標とする植生の構成樹種の植栽を実施 3 防災用植栽を実施 4 野生動物の食餌植物の植栽を実施 5 緩衝用植栽を実施
E	草地	1 現状のまま放置 2 現状のまま刈り取りを実施 3 自然の侵入を待って放置 4 自然の侵入を待って刈り取りを実施 5 播種又は植え付け後、放置 6 播種又は植え付け後、刈り取り

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
1	シラカシ 群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。 林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 林床の希少種（キンラン、エビネ等）を保全するため、アズマネザサ等が繁茂した場合は下刈りを行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少種（エビネやシダ類等）を刈り取らないよう、必要に応じてマーキングするなど配慮を行う。 	1	1 ・ 2	1	1	-
2	スダジイ 群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉自然林の構成種であるスダジイ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。 林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 林床植生を保全するため、アズマネザサ等が繁茂し過ぎないように下刈りを行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（２／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
3	ケヤキ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹自然林の構成種であるケヤキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 ・林床植生を保全するため、アズマネザサ等が繁茂し過ぎないように下刈りを行う。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少種が確認された場合は必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 ・ケヤキの大径木はタマムシ等の産卵場所となるため、伐採する場合は、支障のない範囲で伐採後の幹を残置する。 	1	1 ・ 2	1	1	-
4	エノキ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹自然林の構成種であるエノキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 ・林床植生を保全するため、アズマネザサ等が繁茂し過ぎないように下刈りを行う。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少種が確認された場合は必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 ・エノキの大径木はタマムシ等の産卵場所となるため、伐採する場合は、支障のない範囲で伐採後の幹を残置する。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（３／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
5	コナラ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。 ・主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シラカシの実生等）を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン、ヤマユリ、オオバギボウシ等明るい林床を好む植物の保全を図る。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林の更新を図るため、20～30年程度の間隔で萌芽更新を実施する。更新は一度に行わず、数年をかけて部分的・段階的に進める。また、ドングリの苗木を育成し実生更新も取り入れる。 ・シラカシの実生は、シラカシ林への置換わりを抑制するため、基本的に除去する。 ・下刈りや伐採の範囲は、希少動植物の分布状況や生育状況をみながら、その都度決定する。 ・林床のアズマネザサ等の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季にも実施することも検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床植物の状況をみながら、その後の管理方針を柔軟に決めていく。 ・常緑性の希少植物（タマノカンアオイ、シダ類等）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングする等の配慮を行う。また、イチリンソウ等の春植物を踏みつけないよう生育場所に囲いを設置するなど留意する。 ・シダ類の生育に適した適湿な環境を維持するため、林縁部を刈り残すなど下層植生を部分的に残す。 ・ウグイス等の密生した植生を好む生物の生息場所を確保するために、部分的にアズマネザサを残す区域を設定する。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（４／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
6	サクラ等植林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林の構成種であるサクラ等の植林は原則として現状のまま保全し、エナガ等の落葉広葉樹林を好む種の生息環境を保全する。 ・林床の植物（キンラン、ニリンソウ等）を保全するため、下層植生の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少植物（シュンラン、シダ類等）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなど配慮し、可能な範囲で手刈りを行う。 ・サクラの大径木はタマムシの産卵場所となるため保全し、伐採する場合は伐採した幹は支障のない範囲で残置する。 	1	1 ・ 2	1	1	-
7	スギ・ヒノキ植林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林の構成種であるスギ・ヒノキの主木には基本的に手を加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林相の状況によっては、コナラ群落等、他の植生への移行も検討する。 ・林床の植物（エビネ・キンラン等）を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定や間伐を行う。 ・アズマネザサ等の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季にも実施する事も検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床植物の状況をみながら、その後の管理方針を柔軟に決めていく。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少植物（シダ類、エビネ、タマノカンアオイ等）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－2 植生及び管理方針（5／6）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
8	竹林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の生育範囲から拡大しないよう抑制する。 コナラ林内等、他植生にパッチ状に残存している竹林は除伐してコナラ林へ移行する。 下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹林内のスギ・ヒノキ植林、ケヤキ、エノキは伐採せず、遷移に委ねる。 現状で適度な密度となっている部分は管理（若竹の間引き）を継続し、タケ類が過密にならないようにする。 管理が十分にされていない部分は、間伐を行い、その後は若竹の間引きや間伐により適度な密度を維持する。 	4	3	1	1	-
9	植栽樹林群	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に主木は保全する。 下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、必要に応じて間伐や剪定等を行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。 	1	1 ・ 2	1	1	-
10	果樹園	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徒長枝は冬季に剪定する。 農薬は原則として使用しないなどのルールづくりを検討する。 	-	-	-	1	2

表－２ 植生及び管理方針（６／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
11	畑地	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地の周囲は春季から夏季に草刈りを行い草地環境・林縁環境を維持する。 ・農薬は原則として使用しないなどのルールづくりを検討する。 	1	1 ・ 2	1	1	-

※全域共通：特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

5 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するため、案内板や解説板等を設けるとともに、地域に生息・生育する動植物を保護するため、制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。なお、整備に当たっては景観に配慮する。

6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の自然の保護と回復のための方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

- (1) 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。
- (2) 耕作地は、農業体験などの場としての活用も検討する。
- (3) (1)及び(2)の実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。
- (4) その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覧

(東京都現存植生図(2007年版)より)

区分1	区分2	区分3	凡例番号	植物群落名	
I	A	常緑広葉樹林	1	スタジューヤブコウジ群集	
			2	タブノキイノデ群集	
			3	シラカシ群集 ケヤキ亜群集	
			4	シラカシ群集 典型亜群集	
			5	シラカシ群集 モミ亜群集	
			6	ケヤキシラカシ屋敷林	
			7	モミシキミ群集	
		河畔林および湿生林	8	ケヤキイロハモミジ群集	
			9	ハンノキオオニスゲ群集	
		河辺林	10-1	タチヤナギ群集 他(ヤナギ高木林)	
			10-2	イヌコリヤナギ群集(ヤナギ低木林)	
		B	スゲ湿性植生	10-3	オニグルミ群落
				11	カサスゲ群集 他(ヨシスゲ湿地)
			冠水河辺草本植物群落	12	オギ群集 他(冠水河辺草原-中流部)
				13	ツルヨシ群集 他(冠水河辺草原-上流部)
			抽水植物群落	14-1	マコモウキヤガラ群集
塩沼地植生	14-2		ヨシ群落		
浮葉植物群落	15		シオクグ群集 他(塩沼地植生)		
I	A		夏緑広葉二次林	16	ヒルムシロクラス(浮葉植物群落)
				17	ムクノキミズキ群落
				18	コナライイギリ群落
		19		コナラクスギ群落	
		20		コナラクスギ群落 アカマツファシース	
		21		コナラクリ群落	
		22		アカマツヤマトツジ群集	
		植林	23-1	ニセアカシア植林(その他落葉広葉樹植林)	
			23-2	ニセアカシア群落	
		竹林	24	クロマツ植林	
			25	アカマツ植林	
			26	スギ・ヒノキ植林	
		B	林縁植物群落	27	テーダマツ植林 他(外国産針葉樹植林)
				28	モウソウチク・マダケ林
			二次草原および人工草地	29	メダケ群落
				30	ススキアスマネサザ群集
畑地雑草群落	31		ススキチガヤ群落		
	32		ヨシオオクサキビ群落		
	33		人エシバ草地		
	34		牧草地、緑化法面草地		
	35		ニシキソウ・カラスビシャク群集(耕作畑雑草群落)		
	36		ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落(耕作放棄畑雑草群落)		
	37	茶畑			
	38	落葉果樹園			
II	A	山地夏緑広葉二次林	39	苗圃	
			40	セイタカアワダチソウ群落	
			41	ヨモギユウガギク群集 他(路傍雑草群落)	
			42	オオハコカセクサ群集 他(路跡群落)	
			43	オオイヌタデ・オオクサキビ群落 他(埋立地雑草群落)	
			44	コナギウリカワ群落 他(耕作水田雑草群落)	
			45	ミソバ群落	
			46	モミイヌバナ群落	
			山地夏緑広葉二次林	47	ブナツクバネウツギ群集 典型亜群集 典型変群集
				48	ブナツクバネウツギ群集 典型亜群集 ウラジロモミ変群集
			山地針葉樹林	49	ブナツクバネウツギ群集 典型亜群集 ウラジロモミ変群集
				50	ブナツクバネウツギ群集 タイミンガサモドキ亜群集
			山地針葉樹林	51	コメツガウラジロモミ群落
				52	コメツガウラジロモミ群落 ヒノキファシース
				53	ツガミツバツツジ群集 典型亜群集
			山地渓谷林	54	ツガミツバツツジ群集 ヒノキ亜群集
55	シオジミヤマクマワラビ群落				
山地夏緑広葉二次林	56	フサザクラ・タマアジサイ群落			
	57	ミズナラクリ群落(ミズナラ・ダケカンバ群落を含む)			
B	山地二次草原	58	カラマツ植林		
		59	スズタケ群落		
		60	ススキヤマトラノオ群落		
		60-1	マルバダケブキヤマアワ群落		
		61	ススキマルバハギ群落		
		61-1	マルバダケブキヤマカモジグサ群落		
		62	タラノキクサイチゴ群落他		
		63	シラビソウ・オオシラビソウ群落 コメツガ亜群集		
III A	亜高山針葉樹林	64	ミヤマクマザサ・シモツケ群落		
		65	ダケカンバ・ネコシデ群落		
III B	亜高山夏緑広葉二次林	66	樹群をもった公園、墓地など		
		67	緑の多い住宅地		
IV	-	その他の土地利用	68	緑の少ない市街地・住宅地	
			69	工場地	
			70	造成地、人為裸地	
			71	採石地	
			72	自然裸地	
			73	広いコンクリート地	
			74	開放水域	

* 区分1(クラス域) I:ヤブツバキクラス域、II:ブナクラス域、III:トウヒークケモモクラス域、IV:その他土地利用
 * 区分2 A:自然植生、B:代償植生

保全地域における植生保全の考え方と管理方針

昭和52年2月 東京都
自然環境保全審議会決定
令和2年9月 改正

(1) に大別する現況の植生について、(2) のような考え方により、(3) の目標を設定して、その管理方針及び方法を(4) から選別する。

(1) 現況の植生		(2) 保全の考え方
自然林 1～10 47～56、63	過去に一度も伐採や下刈り等の干渉が訪わっていない原生林及び二次的な林であるが長期間人為的な干渉が訪わらなかったため景観や種組成が自然林に近づいている林	原則として、現状のまま保全する。
二次林 17～22 57、65	自然林と植栽林以外の、二次的に形成された林。現在も人手が入っているか、人手が入らなくなっても明らかに自然林とは異なる、雑木林、マツ林等の林	(ア) 現在すでに自然植生に向かいつつある雑木林は、下刈りや落葉採取を行わず、自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として存続させるべきものについては、下刈り、除伐等を行う。 (ウ) 現在も薪炭等の利用を行っている林については、利用慣行は尊重するが、伐採の方法及び量について一定の制限を加える。 (エ) 自然の多様性を確保し、野生動物の生息環境を守るため、拡大造林(針葉樹の植栽林に変えること)は抑制する。
植栽林 23～28、58	スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工植栽林	森林の多面的機能に留意して、伐期令(伐採する林の年齢)の引き上げや、小面積伐採による伐採区域の分散等の指導を行う。
草原 11～15 29～34、36 40～44、46 59～62、64	植生の大部分が草本で占められているところ(陸上自然草原、湿原、湿性草地、二次草地等)	(ア) 山地、河川敷等の自然草原は、原則として現状のまま保全する。 (イ) その他の二次草原については、周辺の環境条件や地域としての多様性を考慮して、草地としての保存、自然林もしくは二次林への誘導植栽等、その方法を選別する。
その他		地域の状況に応じ、個々に定める。
注1 (1) の左欄の番号は、表-1 植生群落名及びその植生図番号一覧の番号である。		
注2 (4) は、植生が変化した場合として、目標達成のために当初定めた管理方針が不適当となった場合は、適宜管理内容を変更する。		

(3) 目標とする植生	(4) 管理方針及び方法	
1 針葉自然林	A 主木の取扱い	1 伐採せず、現在の状態を継続させる。
2 落葉広葉自然林		2 伐採せず、遷移に委ねて自然林への移行を図る。
3 常緑広葉自然林		3 伐採更新を行うが、林種は変えない。
4 湿生林		4 伐採して林種の転換を図る。あるいは、林種の転換速度を早める。
5 二次林	B 下草及び下層木の取扱い	1 下刈り、除伐は行わず、現在の状態を継続させる。
6 植栽林		2 樹種、時期、場所を選んだうえで、下刈り、除伐を行い、目標とする植生への移行を促す。
7 竹林		3 全面的に下刈りを行う。
8 陸生自然草原	C 落葉・落枝の取扱い	1 採取を行わない。
9 湿原	D 植栽	2 採取を行う。
10 湿性草地		1 行わない。
11 二次草地		2 目標とする植生の構成樹種の植栽を行う。
		3 防災用植栽を行う。
		4 野生動物の食餌植物の植栽を行う。
		5 緩衝用植栽を行う。
100～ その他	E 草地の取扱い	1 現状の草地のまま、放置する。
		2 現状の草地のまま、刈り取りを行う。
		3 自然の侵入を待って、放置する。
		4 自然の侵入を待って、刈り取りを行う。
		5 播種又は植え付けの後、放置する。
		6 播種又は植え付けの後、刈り取りを行う。